

長野県立武道館 指定管理者募集要項

令和6年10月

長野県観光スポーツ部
スポーツ振興課

目 次

第1	趣 旨	- 1 -
第2	施設の概要	- 1 -
1	名称及び所在地	- 1 -
2	設置目的	- 1 -
3	施設の規模等	- 1 -
第3	施設管理に関する基本的事項	- 1 -
1	指定管理者が行う業務の範囲	- 1 -
2	指定期間	- 2 -
3	利用料金	- 2 -
4	県が指定管理者に支払う指定管理料	- 2 -
5	剰余金の取扱い	- 2 -
6	管理の基準	- 3 -
7	関係法令の遵守	- 3 -
8	個人情報の保護	- 3 -
第4	募集手続き	- 3 -
1	応募資格	- 3 -
2	グループによる申請	- 4 -
3	募集要項及び仕様書の配布	- 4 -
4	募集に関する質問	- 4 -
5	申請書類の受付	- 4 -
6	提出書類	- 4 -
7	事業計画書の記載内容	- 5 -
8	留意事項	- 5 -
第5	指定管理者の候補者の選定	- 6 -
1	選定方法	- 6 -
2	選定基準	- 7 -
3	選定結果の公表	- 8 -
第6	指定管理者の指定及び協定の締結	- 9 -
1	指定管理者の指定	- 9 -
2	協定の締結	- 9 -
3	その他	- 9 -
第7	連絡先及び申請書提出先	- 9 -
第8	スケジュール	- 10 -

第1 趣 旨

この指定管理者募集要項は、長野県立武道館（以下「武道館」という。）の管理について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提にしつつ、行財政の効率化と利用者の満足度向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）（以下「条例」という。）第5条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。

なお、詳しくは長野県立武道館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県立武道館	佐久市猿久保 165 番地 1

2 設置目的

武道その他のスポーツの振興を図るため設置されたものです。

3 施設の規模等

建物構造等	敷地面積 22,323 m ² 延床面積 12,382 m ² 鉄筋コンクリート造+鉄骨造+木造 地上2階建
主な施設	主道場（2,348 m ² ）、柔道場（763 m ² ）、剣道場（763 m ² ）、 会議室、師範室、器具庫、シャワー室 等

第3 施設管理に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。

なお、詳しくは仕様書を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 武道館の維持管理に関する業務
- (2) 武道館の利用に関する業務
- (3) 武道その他のスポーツの振興に関する業務
- (4) 興行イベント等の多目的利用の誘致業務
- (5) その他武道館の利用促進等に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務

2 指定期間

指定期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は県議会の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 利用料金

武道館では、条例第13条第2項の規定に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めます。

4 県が指定管理者に支払う指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書(収支計画書)の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

なお、県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりです。応募に当たり、事業計画書(収支計画書)における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む)	備 考
令和7年度 (2025年度)	94,500 千円	
令和8年度 (2026年度)	94,500 千円	
令和9年度 (2027年度)	94,500 千円	
令和10年度 (2028年度)	94,500 千円	
令和11年度 (2029年度)	94,500 千円	

※ 実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。(年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。)

5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金(指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額)が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%に当たる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%に当たる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

6 管理の基準

武道館の管理の基準の詳細は、仕様書を参照してください。

7 関係法令の遵守

武道館の管理に当たって遵守する関係法令等は、仕様書を参照してください。

8 個人情報の保護

個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、仕様書を遵守してください。

第 4 募集手続き

本武道館の指定管理者の指定を受けようとするものは、条例 5 条の規定により申請しなければなりません。

その申請の手続きは次のとおり。

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、法人等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、法人等がグループを構成して応募することが可能です。この場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループに適当な名称を設定の上、代表となる法人等を選定してください。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となること、又は単独で申請することはできません。

3 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布期間

令和6年(2024年)10月7日(月)から同年10月21日(月)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布場所

長野県観光スポーツ部スポーツ振興課管理係(県庁7階)

なお、募集要項及び仕様書は、長野県のホームページからダウンロードすることができます。

4 募集に関する質問

(1) 質問受付期間

令和6年(2024年)10月7日(月)から同年10月15日(火)まで

(2) 質問方法

質問書(「指定管理者申請様式集」様式第10号)に記入の上、下記第7の提出先まで郵送、ファクシミリ、電子メールにより送付してください。

(3) 回答方法

郵送、ファクシミリ、電子メールにより個別に回答するほか、ホームページに掲載します。

5 申請書類の受付

(1) 申請書類受付期間

令和6年(2024年)10月7日(月)から同年10月21日(月)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

下記第7の提出先に持参又は郵送【10月21日必着】してください。

(ファクシミリ、電子メールでの提出はできません。)

6 提出書類

申請に当たっては、次の書類を10部(正本1部、副本9部[副本は写しで可])提出してください。

申請書類	様式	特記事項
(1) 指定管理者指定申請書	第1号	
(2) 団体概要書	第2号	
(3) グループ構成員表	第3号	グループで応募す

		る場合のみ提出
(4) 事業計画書	第4号	
(5) 収支計画書	第5号	
(6) 再委託予定調書	第6号	
(7) 職員配置計画書	第7号	
(8) 主要業務実績書	第8号	
(9) 申請者が条例8条第4号に該当する旨の誓約書	第9号	
(10) 添付書類 (グループで応募をするときには、全構成員の書類が必要です)		
① 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの 法人格のない団体は定款等に代わる規約等及び代表者の住民票の写し		
② 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの		法人格のない団体は過去3会計年度分の収支決算書
③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類		
④ 役員の名簿及び履歴書		
⑤ 納税証明書 (法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税)		直近の証明可能な年次のもの

7 事業計画書の記載内容

事業計画書（別冊「指定管理者申請様式」の様式第4号）は、仕様書を参考にして、次の項目について記載してください。

- (1) 武道館運営のための基本方針
- (2) 施設設備の管理の考え方とその方法
- (3) 住民の平等な利用確保など、利用許可に関する考え方とその方法
- (4) 武道その他のスポーツ振興のための事業計画
- (5) 利用者の増加を図るための具体的手法
- (6) 収支計画と経費削減のポイント
- (7) 実施体制
- (8) 危機管理対策、個人情報管理対策、環境保全対策
- (9) その他の提案
- (10) 法人の財務状況
- (11) 業務実績

8 留意事項

- (1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ 収支計画書（様式第5号）に記載した指定管理料が、県が示した上限額以上であるもの
 - カ 本県職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき
- (2) 重複申請の禁止
申請1団体（グループ）につき1申請とします。複数の申請はできません。
- (3) 申請内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。（簡易なものを除く）
- (4) 申請書類の取扱い
ア 申請書類は、返却しません。
イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等に
必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 申請の辞退
申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (6) 費用負担
申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。
- (7) 情報公開
申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります
- (8) 利用料金減免について
現在、長野県立武道館規則（令和6年3月29日長野県規則第24号）で定める基準により減免
を行っていますが、これによる利用料金の収入の減少分は、原則、補填を行いません。
なお、武道館は県が主催する第82回国民スポーツ大会（減免率100/100）の会場地として内定
しており、次期指定管理期間中に最低10日間以上の利用が見込まれています。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者は、「長野県立武道館指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）」において、提出された申請資料の審査及びプレゼンテーション等の方法により候補者を選定します。

その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点（60点）を満たし、最上位者である者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。なお、最低基準点に満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

応募者が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備審査を行い、選定会議の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

予備審査のヒアリング（予備審査は、申請者が多数ありヒアリングの実施が困難な場合は書類審査のみで行います。）を実施する場合は、別途通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準は次のとおりです。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。【条例第8条第1号】
- (2) 事業計画の内容が、武道館の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。【条例第8条第2号】
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。【条例第8条第3号】

なお、具体的な審査内容及び配点は次の表のとおりです。

評価体系	評価項目	審査書類	内容	配点
運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は施設の設置目的や県の考え方に合致しているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。 ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・武道館の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・職員の専門知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか。 ・個人情報保護対策は万全か。 	20
	法人等の能力	貸借対照表 損益計算書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤（財務状況）は安定しているか ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか ・必要な資格要件を満たしているか 	10
	地域要件	登記簿謄本 法人等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本・支店・営業所等の事業所の有無 	3
	施設の運営実績	当該施設又は類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設又は類似施設の管理運営実績（管理運営状況評価により機械的に算定） 	10

	収支計画の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。 ・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か。(一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか) 	10
	指定管理料	事業計画書 収支計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に明示した上限価格を下回っているか ・評点＝配点×最低価格÷応募価格(小数点以下第2位四捨五入) 	10
創意工夫等の評価	サービス向上策	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・武道その他のスポーツの振興に寄与する事業の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・興行イベント等の誘致など多目的利用の促進に関する計画が優れているか ・自主事業の内容が、利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・周知方法に工夫がなされているか 	15
	地域との連携や地域貢献度の内容	法人等の概要 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関等との連携 ・地域における雇用の確保 ・地元企業活用・県産品の利用 ・持続可能で活力ある地域社会の実現(住民との連携、地域の活性化等) ・地域スポーツ活動推進への貢献 	12
	社会貢献度の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時その他緊急時の対応等 ・環境へ配慮した業務運営となっているか。 ・障がい者等の雇用の促進 ・男女共同参画社会の形成に資する取組・その他社会貢献活動 	10
計				100

3 選定結果の公表

選定会議における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果(評価点数を含む。最上位者以外は匿名表示。)、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、長野県議会の議決を経て指定管理者となります。

2 協定の締結

指定管理者が行う業務の範囲、リスク分担、利用料金、県が支払う指定管理料、事業報告書、備品等の管理、個人情報保護の保護、損害賠償、その他武道館の管理のために必要な事項について、県と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結する協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」となります。

基本協定（案）が県のホームページにありますので参照してください。

【ホームページURL】

https://www.pref.nagano.lg.jp/sports-ka/budoukan/shiteikanri_r6koushin_saikoubo.html

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、武道館に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 連絡先及び申請書提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県観光スポーツ部スポーツ振興課管理係

担 当 磯 貝

電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 4 7 (直通)

F A X 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 7 6

メー ル sports-ka@pref.nagano.lg.jp

第8 スケジュール

内容	期日又は期間
質問事項の受付	令和6年10月7日(月)から10月15日(火)
申請期間	令和6年10月7日(月)から10月21日(月)
予備審査(必要な場合)	令和6年10月(予定)
長野県指定管理者選定会議	令和6年10月(予定)
選定結果通知	令和6年11月(予定)
長野県議会の議決	令和6年12月(予定)
指定告示	令和6年12月(予定)
協定の締結	令和7年3月(予定)